

農業経営基盤の強化の促進に関する

基本的な構想

(荒尾市農業基本構想)

令和5年9月

荒尾市

農業経営基盤強化促進基本構想 目次

- 第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3
 - 1 荒尾市農業の現状と課題への取組
 - 2 農地の集積及び耕作地集約化の現状
 - 3 効率的かつ安定的な農業経営の育成
 - 4 農業経営基盤強化促進事業及びその他の措置
 - 5 研修・指導
 - 6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

- 第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する・・・・・・・・ P 7
営農の型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

- 第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に・・・・・・・・ P 1 1
関する営農の類型ごとの新たな農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき
農業経営の指標

- 第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に・・・・・・・・ P 1 3
関する事項

- 第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標・ P 1 5
その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項
 - 1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標
 - 2 その他農用地の利用関係の改善に関する事項

- 第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1 7
 - 1 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項
 - 2 利用権設定等促進事業に関する事項
 - 3 農地中間管理事業の実施の促進に関する事項
 - 4 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項
 - 5 農業協同組合が行う農作業の委託の斡旋の促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項
 - 6 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項
 - 7 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項
 - 8 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

- 第6 その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2 8

附則

別紙1 第5の2(1)⑥関係

別紙2 第5の2(2)関係

- I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合
- II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借によ

- る権利に限る。) の設定又は移転を受ける場合
- III 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合
 - IV 所有権の移転を受ける場合

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 荒尾市農業の現状と課題への取組

荒尾市は、熊本県の西北端に位置し、鉱工業都市であった大牟田市に隣接していたため、水田における土地利用型大規模経営への集積率は少ない状況であったものの、ほ場整備事業等の実施による担い手農家への集積は進みつつあり、水稲と施設野菜（スナップエンドウなど）又は露地野菜（ナス、キャベツなど）等との複合経営が増加傾向にある。

また、本市では丘陵部等を利用した果樹（梨、ミカン）や畜産が専門的生産の主流をなしているが、特産物である梨については、気候変動の影響により、主力である新高にみつ症状被害が多発している状況等をふまえ、積算温度による適期収穫やかん水・遮光ネットなどの対策に加え、他の品種への転換を促進している。

一方、担い手の高齢化等により中山間部等の農地を中心に遊休化が見られるため、農地の集積や集約に加え、土地基盤整備の推進や地域営農組織の育成が課題となっている。

今後は、水田農業における土地利用型作物の生産を加速させ、米・麦・大豆等の拡大を推進するとともに耕畜連携等の継続や新市場への開拓（輸出米など）の促進を行いながら、水稲と野菜の複合経営による円滑な経営を推進する。

果樹においては、梨・みかんの安定生産に向けて優良品種への更新や他果樹との効率的な経営の確立に務める。畜産経営については、計画的な飼育管理に努め、安定した配合飼料の供給を行っていく。

また、将来に亘る持続可能で円滑な農業生産を目指し、計画的な基盤整備の推進や積極的な先進技術の導入を推進していくとともに、地域農村・営農の発展を図る。

2 農地の集積及び耕作地集約化の現状

荒尾市の農業構造については、農畜産物の輸入拡大、価格の低迷、また、農業従事者の高齢化、後継者不在により担い手不足が深刻化し農家戸数も減少し続けている。

一方、農業就業人口の高齢化及び農家戸数の減少に伴い、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地の発生が見込まれるなど、優良農地の遊休化が懸念されている中で、休耕地に露地野菜やオリーブ等の植栽が行われるなど、遊休農地等の再生も見られている。

このような状況において、本市の集積面積は、近年増加で推移しているが、農地集積率については40%程度となっているため、平坦地より集積率の低い中山間部等のほ場で担い手への集積が必要である。

3 効率的かつ安定的な農業経営の育成

荒尾市は、このような農業構造の現状の下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、地域計画の策定を通して将来の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとしている。

具体的な経営の指標は、荒尾市において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展をめざし農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得{主たる従事者1人当たり概ね330万円以上、年間労働時間（主たる

農業従事者1人当たり2,000時間程度}の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を目指す。

4 農業経営基盤強化促進事業及びその他の処置

荒尾市は、将来の荒尾市農業を担う若い農業経営者の意向や農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に係る団体が地域の農業の振興を図るために行う自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業やその他の措置を総合的に実施する。

まず、効率的かつ安定的な農業経営の育成として、玉名農業協同組合・熊本県北広域本部玉名地域振興局（以下玉名地域振興局という。）等と連携を図りながら、以下の支援を行う。

- ① 意欲ある農業者の認定農業者への誘導及び期間満了を迎える認定農業者の着実な再認定を積極的に進める。
- ② 経営改善計画については、共同申請などによる女性認定農業者の拡大を図るとともに家族経営協定の普及を進め、女性農業者の参画により農業経営の多様化を促進する。
- ③ 認定農業者に対しては、経営改善計画の目標達成に向けて専門家による助言・指導を行うとともに、経営規模の拡大や農業経営の高度化、多角化などを図るための情報提供と併せて、各種補助事業や制度資金などによる支援を行う。
- ④ 農業経営の法人化に当たっては、法人化に向けた情報提供や助言をおこなうとともに、農業法人に対しては先進事例研修会や、労務管理などの課題解決に向けた研修会、さらには6次産業化などの経営の多角化・複合化などの取組みを支援する。
- ⑤ 企業などの農業参入については、新たな担い手の確保対策や地域活性化の一環として位置付け、農業者などの営農活動に十分配慮しながら、一過性のもので終わらせないよう相談から定着までの総合的な支援を行う。

地域営農組織の育成については、農地貸借による経営規模拡大と併せて、浦川地区や菰屋地区の営農組合で取組まれている認定農業者を核とした農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、玉名農業協同組合と連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努めるとともに、その他の地区についても地域計画の策定を推進する。

また、組織の設立を目指す地区や法人化を進める地域に対し、くまもと農業経営相談所等を活用しながら、地域営農組織の設立や法人化を支援する。

農地の効率的な利用の促進については、ほ場整備事業を推進するとともに、担い手に集積すべき農地面積の目標を設定し、農地の有効利用を促進し、土地利用型農業などの効率的展開を図る。

米、麦、大豆等の生産性向上を図るため経営規模の拡大を推進するとともに、地域の合意形成を基本とした農地の面的集積を推進し、経営体や作物ごとに集団化を図る。

特に、市内各地に耕作地が分散している大規模農家の耕作地については、農地中間管理事業の活用等により、経営体毎の団地形成を推進するとともに、農地の持続的な活用を図るため、地域による耕作放棄地の発生防止の活動、水路や農道等の保全管理にかかる活動を推進する。

果樹については、苗木の改植、品目転換の支援を行い、災害や経営リスクの低い品種構成に

誘導を図る。

また、農業所得の確保と最大化については、これまでの農地集積や生産・集出荷施設充実を加速させた上で、品質・収量の向上及び生産性の高い農業経営の確立に向け、機械・施設等の整備やスマート技術の導入等への支援を行うとともに、多様化する国内外の消費ニーズを的確に捉えつつ生産者と連携し、多角的販売の支援及び情報発信に取り組み販路拡大を図る。

5 研修・指導

荒尾市は、荒尾市担い手育成総合支援協議会において、意欲ある農業者の認定農業者への誘導又は今後認定を受けようとする農業者が着実に認定される仕組み、生産組織等を対象に、経営相談や専門家による経営診断の実施による経営改善計画の目標達成、先進的技術の導入等を含む生産方式や経常管理の合理化等の経営改善方策の提示、家族経営協定締結の普及による女性認定農業者の経営参画、法人化志向農業者に対する法人化支援等の重点的指導及び研修会の啓発活動等を行う。

特に、ほ場整備事業によって、水稻と施設野菜の複合経営を目指す農業経営の展開が予想される浦川、菰屋、川登、下赤田地区などにおいては、新規の集約的作目導入を図るため、荒尾市担い手育成総合支援協議会指導チームの下に県経済連園芸作物担当者等の参画を得つつ戦略的振興作物の選定とその栽培技術指導を行う。

また、適切な資金計画の下に投資を行っていくため、同指導チームの下に日本政策金融公庫等の参画を仰ぎつつ、資金計画に係わる研修、濃密な指導に努める。

6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

荒尾市の令和4年度の新規就農者は1人であり、従来からの基幹産業である農業の維持・発展を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、荒尾市は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる新規就農し定着する40代以下の農業従事者を令和5年度までに40万人に拡大するという目標や熊本県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針に掲げられた雇用農業者を含む新規就農者の確保目標年間600人を踏まえ、荒尾市においては年間5人の当該青年等の確保を目標とする。また、現在の雇用就農の受け皿となる法人の増加に努める。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

荒尾市及びその周辺市町の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり2,000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生活が成り立つ年間農業所得として主たる従事者1人あたりの年間農業所

得概ね250万円) を目標とする。

(3)新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた荒尾市の取組

上記に掲げるよう新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については玉名地域振興局、農業協同組合等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に荒尾市及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、荒尾市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

(1) 個別経営体（農業経営の指標の例）

① 家族経営

ア 所得・・・従事者1人当たり概ね330万円

イ 労働時間・・・従事者1人当たり年間概ね2,000時間

| 営農類型 | 経営規模 | 生産方式 | | 経営管理の方法 | 農業従事の態様等 |
|---------------------------|---|--|---|---|---|
| | | | 資本装備 | | |
| 水稲 + 麦 + 大豆 | 水稲 700a 麦 1200a 大豆 500a | <ul style="list-style-type: none"> ・機械化一貫体系による大規模経営 ・効率的な機械化体系 ・ほ場の汎用化と団地化（面的集積） ・多品種導入等による作期の延長 ・低コスト技術の導入（疎植栽培、緩性肥料施肥等） ・スマート技術の導入 | <ul style="list-style-type: none"> ・田植機（6条） ・コンバイン（4条）2台 ・トラクター（43ps・36ps）2台 ・乗用管理ビークル ・動力噴霧器 ・堆肥散布機 ・大豆コンバイン ・航空防除 | <ul style="list-style-type: none"> ・簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・PCを活用した経営管理 ・経営の体質強化のための自己資本の充実 ・雇用労力の活用 | <ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結 ・休日制の導入 ・給料制の導入 ・労災保険等への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の臨時雇用の確保 |
| 水稲 + ナスなど （露地野菜） | 水稲 400a ナス 20a キャベツ 300a | <ul style="list-style-type: none"> ・購入苗の利用（ナス等） | <ul style="list-style-type: none"> ・田植機 ・コンバイン ・トラクター ・動力噴霧器 ・移植機 ・播種機 ・畝立機 ・防風ネット | | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|--|--|
| <p>水稲 + スナップエンドウなど (施設園芸)</p> | <p>水稲 400a 施設園芸 20a</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・共同作業（ビニール張り） | <ul style="list-style-type: none"> ・田植機 ・コンバイン ・トラクター ・灌水装置 ・コンバイン ・野菜ハウス ・自動開閉装置 | | |
| <p>梨</p> | <p>豊水 15a 幸水 15a あきづき 40a 新高 40a</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・スピードスプレヤーによる防除の省力化 ・早生種から晩生種の組み合わせ、他品目導入等による労力分散とリスク軽減。 ・多角的な販売（直売等） | <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター ・スピードスプレヤー ・灌水施設 ・乗用草刈機 ・運搬車 ・強化棚 ・防風ネット | | |
| <p>梨 + ブドウなど (落葉果樹)</p> | <p>梨 80a ブドウ 20a</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・スピードスプレヤーによる防除の省力化 ・多角的な販売（直売等） | <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター ・スピードスプレヤー ・灌水施設 ・乗用草刈機 ・運搬車 ・強化棚 ・防風ネット | | |
| <p>みかん</p> | <p>極早生 70a 早生 80a 普通 50a 中晩柑 50a</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・早生種から晩生種の組み合わせ、他品目導入等による労力分散 ・スピードスプレヤー防除など作業の効率化 | <ul style="list-style-type: none"> ・防風ネット ・スピードスプレヤー1台 ・園内道路 ・貯水槽50t | | |

| | | | | | |
|----|------------|---|--|--|--|
| 酪農 | 搾乳牛 60頭 | <ul style="list-style-type: none"> ・省力的施設、機械による効率的な大規模経営 ・フリーバーン、ミルクングパーラー導入による省力化 ・コントラクター利用による自給飼料生産 ・ヘルパー利用による定休日の確保 | <ul style="list-style-type: none"> ・フリーバーン ・ミルクングパーラー ・自給飼料生産機械 ・堆肥舎 | | |
|----|------------|---|--|--|--|

※指標の経営規模は主たる従事者2名を想定している。

②法人経営

ア 所得・・・従事者1人当たり概ね330万円

イ 労働時間・・・従事者1人当たり年間概ね2,000時間

ウ 雇用労働力・・・雇用労働力の導入

(農業経営の指標の例)

| 営農類型 | 経営規模 | 生産方式 | | 経営管理の方法 | 農業従事の態様等 |
|--|-----------------|--------------------------|------------|--|---|
| | | | 資本装備 | | |
| 梨 + 水稲 + スナップエンドウ + 露地野菜 | 新高 30a | ・スピードスプレヤーによる防除省力化 | ・スピードスプレヤー | <ul style="list-style-type: none"> ・簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・PCを活用した経営管理 ・経営の体質強化のための自己資本の充実 ・雇用労働力の活用 ・スマート技術の導入 | <ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結 ・休日制の導入 ・給料制の導入 ・労災保険等への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の臨時雇用の確保 |
| | 豊水 30a | ・機械化一貫体系による大規模経営 | ・灌水装置 | | |
| | 幸水 30a | ・効率的な機械化体系 | ・トラクター | | |
| | あきづき 30a | ・ほ場の汎用化と団地化(面的集積) | ・運搬機 | | |
| | スナップエンドウ 80a | ・多品種、多様な栽培法による作期の延長 | ・コンバイン | | |
| | 水稲 400a | ・低コスト技術の導入(疎植栽培、緩性肥料施肥等) | ・農舎 | | |
| | | ・スマート技術の導入 | ・パソコン | | |
| | | | ・野菜ハウス | | |
| | | | ・田植機 | | |
| | | | ・加工直売所 | | |
| | | | ・航空防除等 | | |

| | | | | | |
|----|-------------|--|---|--|--|
| 酪農 | 搾乳牛 100頭 | <ul style="list-style-type: none"> ・省力的施設、機械による効率的な大規模経営 ・フリーバーン、ミルクパーラー 導入による省力化 ・コントラクター利用による自給飼料生産 ・ヘルパー利用による定休日の確保 | <ul style="list-style-type: none"> ・フリーバーン ・ミルクパーラー ・自給飼料生産機械 ・堆肥舎 ・哺乳ロボット | | |
|----|-------------|--|---|--|--|

※指標の経営規模は主たる従事者5名を想定している。

(2) 協業経営

複数の世帯が共同で出資し、生産から生産の販売、収支決算、収益の配分に至るまでの経営を協業で行うモデル的な経営パターンとする。

| | 経営規模 | 生産方式 | | 経営管理の方法 | 農業従事の態様等 |
|----------------------------|--|---|---|---|---|
| | | | 資本装備 | | |
| 水稲 + 小麦 + 作業受託 | 水稲 3,000a 小麦 4,800a 大豆 1,800a | <ul style="list-style-type: none"> ・集落ぐるみの土地利用の構築 ・低コスト・省力機械化体系 ・多品種、多様な栽培法による作期調整 ・低コスト技術の導入（直播、疎植栽培） ・専任オペレーター制の導入 | <ul style="list-style-type: none"> ・格納作業舎 ・トラクター ・水田ロータリー ・乗用田植機 ・汎用型コンバイン ・航空防除等 | <ul style="list-style-type: none"> ・簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実 ・スマート技術の導入 | <ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・給料制の導入 ・労災保険等への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の臨時雇用の確保 |

第2の2 農業経営の基盤、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、現に荒尾市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、荒尾市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

(1) 個別経営体（農業経営の指標の例）

ア 所得・・・従事者1人当たり概ね250万円

| 営農類型 | 経営規模 | 生産方式 | | 経営管理の方法 | 農業従事の態様等 |
|-----------------------|--|---|---|--|---|
| | | | 資本装備 | | |
| 水稲 + 露地野菜 | 水稲 150a ナス 10a キャベツ 50a | <ul style="list-style-type: none"> 購入苗の利用 | <ul style="list-style-type: none"> 田植機 コンバイン トラクター 動力噴霧器 移植機 防風ネット | <ul style="list-style-type: none"> 簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上 青色申告の実施 経営の体質強化のための自己資本の充実 | <ul style="list-style-type: none"> 休日制の導入 給料制の導入 労災保険等への加入 労働環境の快適化のための農作業環境の改善 |
| 梨 | 豊水 10a 幸水 10a あきづき 20a 新高 20a | <ul style="list-style-type: none"> スピードスプレーによる防除の省力化 早生種から晩生種の組み合わせ、他品目導入等による労力分散とリスク軽減。 多角的な販売（直売等） | <ul style="list-style-type: none"> トラクター スピードスプレー 灌水施設 乗用草刈機 運搬車 強化棚 防風ネット | <ul style="list-style-type: none"> PCを活用した経営管理 雇用労力の活用 | |
| 梨 + ブドウなど（落葉果樹） | 梨 40a ブドウ 20a | <ul style="list-style-type: none"> スピードスプレーによる防除の省力化 多角的な販売（直売等） | <ul style="list-style-type: none"> スピードスプレー 灌水施設 乗用草刈機 運搬車 | | |

| | | | | | |
|-----|--|---|--|--|--|
| みかん | 極早生 30a 早生 40a 普通 30a 中晩柑 20a | <ul style="list-style-type: none"> ・マルチ被覆率： 極早生100% ・早生・普通 60% ・スピードスプレー防除など作業の効率化 ・優良品種の導入 | <ul style="list-style-type: none"> ・防風ネット ・スピードスプレー1台 ・園内道路 ・貯水槽50t | | |
| 酪農 | 搾乳牛 30頭 | <ul style="list-style-type: none"> ・省力的施設、機械による効率的な大規模経営 ・フリーバーン、ミルクングパーラー導入による省力化 ・コントラクター利用による自給飼料生産 ・ヘルパー利用による定休日の確保 | <ul style="list-style-type: none"> ・フリーバーン ・ミルクングパーラー ・自給飼料生産機械 ・堆肥舎 | | |

※指標の経営規模は主たる従事者1名を想定している。

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

荒尾市の農畜産物を安定的に生産し、本市農業の維持・発展に必要な効率的かつ安定的な経営体を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、熊本県農業経営・就農支援センター、玉名地域振興局、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁忙期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

加えて、荒尾市の農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事ともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

2 荒尾市が主体的に行う取組

荒尾市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、玉名地域振興局や農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談への対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

荒尾市は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

荒尾市は、県、農業委員会、農業協同組合等の関係機関と連携しつつ、市が全体的な調整・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

- ① 県農業会議、県農地中間管理機構、市町村農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。
- ② 市内の各地区では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

荒尾市は、荒尾市担い手育成総合支援協議会や荒尾市地域農業再生協議会、農業協同組合等と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、県及び農業経営・就農支援センターへ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、市町村の区域内において後継者がいない場合は、県及びくまもと農業経営継承支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、県農地中間管理機構、市町村農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェア及び面的集積の目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標

| 効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標 | 備考 |
|--|----|
| <p style="text-align: center;">面積のシェア：80%</p> <p>なお、面的集積の目標については、農地中間管理事業を活用して、効率的かつ安定的な農業経営を営む者への面的集積の割合が高まるように努める。</p> | |

(注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標」は個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用〔基幹的農作業（水稲については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。〕面積のシェアの目標である。

2 目標年次は令和11年（2029年）とする。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

荒尾市の有明海に面する荒尾・有明・清里農区では、浦川流域に水稲を主体とする土地利用型農業を展開し、担い手を中心とした農地の利用集積が進んできているが、経営農地は比較的分散傾向にあるため、農作業の効率化等を図り更なる規模拡大を促進する。

また、本市中央部に位置する八幡農区では、菜切川流域の水稲田についてはほ場整備が実施され新規に就農する者が増加傾向にあるが、本市特産物の梨については、後継者や担い手に利用集積されない農地で一部遊休化したものが散見されるようになっている。

また、ほとんどが中山間部である府本・平井農区では、小規模な稲作や山腹を利用したミカンを中心とした果樹栽培を主とする農家が多く、一部の農作業の受委託は行われているものの利用集積が停滞しているため、ほ場整備の早急な実施に向け平山、府本地区において、地域による話し合いが進んでいるところである。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

荒尾市では、今後10年で更に農業従事者の高齢化等が進み、このような農地所有者からの農地の貸付け等の意向が強まることが予測され、受け手となる担い手への農地の利用集積を円滑に進めるためには、担い手の経営農地を面的に集積し、農作業の効率化等を図ることによって農地の引受能力を高め、さらなる規模拡大と経営改善を支援することが必要である。

また、府本・平井農区域の耕作条件を向上させるため、ほ場整備事業を推進するとともに、

集落単位で将来に向けた話し合いを行い、地域全体で農地を保全・活用する方法を検討するなど、集落ぐるみの営農活動の構築が必要である。

(3) 農地利用ビジョン実現に向けた取組方針及び関係機関団体との連携等

荒尾市の農地利用のビジョン実現を図るため、荒尾市、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区、熊本県等の関係機関・団体が連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を推進する。担い手が不足する地域については、関係機関と連携した担い手の発掘・育成を行うとともに、地域と連携した農用地の保全を推進する。

また、地域の実情に応じて、国・県の各種補助金を積極的に活用し、基盤整備事業を含む農地流動化施策を実施する。

このため、関係機関等との間で農地に係る情報の共有化を進めるとともに市関係各課、農業委員会、玉名地域振興局、農業協同組合、荒尾市担い手育成総合支援協議会等による連携体制を整備する。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

荒尾市は、熊本県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第6条「効率的かつ安定的な農業経営体を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、荒尾市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 地域計画の策定を促進する事業
- ② 利用権設定等促進事業
- ③ 農地中間管理事業の実施を促進する事業
- ④ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ⑤ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑥ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑦ 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項
- ⑧ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

ア 浦川・菰屋・川登地区においては県営ほ場整備事業、下赤田地区においては団体営ほ場整備事業が完了しているため、ほ場区画の大型化による高能率な生産基盤条件の形成を活かすため、利用権設定等促進事業を重点的に実施する。

イ ア以外の地区（平井・府本地区など）においては、特に農用地利用改善事業を重点的に推進し、農用地利用改善団体の活動を活発化することによって、耕作放棄地の解消に努める。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 地域計画の策定を促進する事業

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における基幹作物である水稻や梨等の農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては、市町村の公報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。

参加者については、農業者、市町村、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の農地相談員、土地改良区、都道府県、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を荒尾市農林水産課に設置する。

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定する。

また、農用地として維持することが困難な区域については、地域や関係機関等と連携して農用地の保全等を図る。

荒尾市は、地域計画の策定に当たって、熊本県・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同

組合・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

2 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作又は養畜の事業を行う個人（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）の第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法（以下「旧法」という。）法第18条第2項第6号に定める利用権設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（以下「農地所有適格法人以外の法人等」という。）を除く）又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に依りてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(オ)までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあつては、(ア)、(エ)及び(オ)に掲げる要件のすべて）を備えること。

(ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

(イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

(ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

(エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあつては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。

(オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(エ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あつせん譲受等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件（農地所有適格法人にあつては、(ア)に掲げる要件）を備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が当該事業の実施によって利用権の設定を受ける場合、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定又は移転を受ける場合、法第7条に規定する特例事業及び農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業を行う農地中間管理機構若しくは独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を

受け、若しくは農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

- ④ 農地所有適格法人以外の法人等が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける場合は、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。
 - ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
 - イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
 - ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務執行役員等のうち一人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。
- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号イからチに掲げる者に限る。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人の利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。
- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

- ① 荒尾市は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体、農地中間管理機構を除く。）から「旧法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。改正 令和4年4月1日付け3経営第3217号。以下「旧基本要綱」という。）様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。
- ② 荒尾市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。
 - ア 当該開発事業の実施が確実であること。
 - イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。
 - ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定時期

- ① 荒尾市は、法第6条の規定による基本構想の承認後必要があると認めるときは、遅滞なく農用地利用集積計画を定める（附則第2条によりみなされる場合は不要）。
- ② 荒尾市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ③ 荒尾市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き

農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ① 荒尾市農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、荒尾市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 荒尾市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ 荒尾市の全部又は一部をその事業の実施地域とする農地中間管理機構、農用地利用改善団体、農業協同組合、土地改良区が、その事業の実施地域内の農用地の利用の集積を図る目的のため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ⑤ ②、③及び④に定める申出を行う場合において、(4)の③の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより設定等された利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 荒尾市は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 荒尾市は、(5)の②、③及び④の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合、土地改良区又は農地中間管理機構からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、荒尾市は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 荒尾市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払の方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とす

る権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法)、利用権の条件その他利用権の設定(又は移転)に係る法律関係

- ⑤ ①に規定する者が農地所有適格法人以外の法人等である場合には、次に掲げる事項
 - ア 貸し付けられた農用地が適正に利用されていないと認められる場合には貸借を解除する旨の条件
 - イ その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について、毎年、農業委員会に報告しなければならない旨
 - ウ その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め
 - (ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
 - (イ) 原状回復の費用の負担者
 - (ウ) 原状回復がされないときの損害賠償の取決め及び担保措置
 - (エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
- ⑥ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び(現物出資に伴い付与される持分を含む。)その支払(持分の付与を含む。)の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

荒尾市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権(その存続期間が20年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りる。

(9) 公告

荒尾市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を荒尾市の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

荒尾市が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 紛争の処理

荒尾市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

- ① 荒尾市の長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農地所有適格法人以外の法人等に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。
 - ア その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農

- 用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。
- イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。
- ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。
- ② 荒尾市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。
- ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた農地所有適格法人以外の法人等がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。
- イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。
- ③ 荒尾市は、②の規定による取消しをしたときは、その旨及び農用地利用集積計画のうち取消しに係る事項を荒尾市の公報に記載することその他所定的手段により公告する。
- ④ 荒尾市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとする。

3 農地中間管理事業の実施の促進に関する事項

荒尾市は、農地中間管理事業の展開を推進し、規模拡大や農用地の集団化などの意欲の高い認定農業者などに対して農用地の利用集積及び面的集積を促進するとともに、新たに農業経営を営もうとする者に対して農業の技術又は経営方法の習得を目的とした研修などを行う事業を推進する。

4 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

荒尾市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落を基本としつつ、土地利用の調整や大字や校区、共同乾燥調整施設、旧市町村単位で行われている場合は当該単位）とするものとする。なお、水田地域において施設園芸や果樹など利用形態が異なる農地がある場合など、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の作業の実施、農業経営活動の領域等から一の集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障を来さない場合に限り、集落の一部を除外した区域を実施区域とすることもやむを得ないものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員と役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、原則として農作業の効率化、作付地の集団化、その他農業生産の合理化に関する実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）参考様式第6-1号の認定申請書を荒尾市に提出して、農用地利用規程について荒尾市の認定を受けることができる。

② 荒尾市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

- ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
- イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
- ウ (4) の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
- エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 荒尾市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を荒尾市の掲示板への提示により公告する。

④ ①から③の規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5) の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」と言う。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となること）が確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」と言う。）を当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4) の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

- ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
- イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
- ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 荒尾市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5) の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5) の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5) の①の認定をする。

- ア ②のイに掲げる目標が(2) に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。
- イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定にかかる農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨

① (5) の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団

体を含む。)に利用権の設定又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

① 荒尾市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 荒尾市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、玉名地域振興局、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構(公益財団法人熊本県農業公社)等の指導、助言を求めてきたときは、荒尾市担い手育成総合支援協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・協力が行われるように努める。

5 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

荒尾市は、地域計画の実現に向けて次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

6 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

荒尾市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

なお、研修等を通じて得られた人材については、法第12条の農業経営改善計画の認定制度を積極的に活用することとし、その際、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者はもちろん、新たに農業経営を開始する場合で、その意欲・能力から将来経営発展が見込まれる者に対しても、制度の周知を図り、農業経営改善計画の作成に関する適切な助言・支援を行うこととす

る。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

7 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農地中間管理機構が行う特例事業の実施の促進に関する事項

- ① 荒尾市は県下一円を区域として特例事業を行う公益財団法人熊本県農業公社（農地中間管理機構）との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同公社が行う事業の実施の促進を図る。
- ② 荒尾市、農業委員会、農業協同組合は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を生かした特例事業を促進するため、農地中間管理機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

(2) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

荒尾市は、1から6に掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

- ア 荒尾市は、農業生産基盤整備を促進し、水田の大区画化を進めるとともに、ライスセンター等の農業近代化施設の導入を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。
- イ 荒尾市は経営構造対策事業等によって、農村の活性化を図り、農村の健全な発展による望ましい農業経営の育成に資するよう努める。
- ウ 荒尾市は、荒尾市地域農業再生協議会水田収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稲作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとともに、転作を契機とした地域の土地利用の見直しを通じて、農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等、望ましい経営育成に努める。
- エ 荒尾市は集落排水事業の実施などにより定住条件を整備し、農業の担い手確保に努る。
- オ 荒尾市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(3) 推進体制等

① 事業推進体制等

荒尾市は、農業委員会、玉名地域振興局、農業協同組合、その他の関係団体の役職員の代表者等をもって構成する荒尾市担い手育成総合支援協議会において、農業経営基盤強化の促進方策について検討することとする。荒尾市担い手育成総合支援協議会は、このような検討結果を踏まえ、今後10年にわたり、第1、第4で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合及び農地中間管理機構等は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、荒尾市は、このような協力の推進に配慮する。

8 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1の6(2)に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

ア 受入環境の整備

熊本県新規就農支援センターや玉名地域振興局、農業協同組合などと連携しながら、ホームページやSNS、就農相談会等を活用して、就農希望者に対し、市内での就農に向けた情報(研修、空き家に関する情報等)の提供を行う。また、市内の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受入れを推進する。

イ 中長期的な取組

生徒、学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けるとともに、農業体験ができる仕組みを作ることで、農業に関する知見を広められるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

荒尾市が主体となって熊本県立農業大学校や玉名地域振興局、地域連携推進員、農業委員、指導農業士、玉名農業協同組合、くまもと農業経営継承支援センター等と連携・協力して「営農指導カルテ」を作成し、研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップの状況等を記入・共有しながら、巡回指導の他、年に1回は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、地域計画の作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化するとともに、認定農業者協議会等への参加を促す。

ウ 経営力の向上に向けた支援

アに掲げる「営農指導カルテ」を活用した指導に限らず、他産業の経営ノウハウを習得できる交流研修会等の機会の提供などにより、きめ細やかな支援を実施する。

エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の地域計画との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については熊本県新規就農支援センター、技術や経営ノウハウについての習得については熊本県立農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては玉名地域振興局、玉名農業協同組合、荒尾市認定農業者や指導農業士等、地域連携推進員、農地の確保については、農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

この基本構想は、平成23年7月31日から施行する。

この基本構想は、平成26年10月1日から施行する。

この基本構想は、令和4年9月1日から施行する。

この基本構想は、令和5年9月28日から施行する。

別紙1（第5の2（1）⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、旧法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- (1) 地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途とする公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）
 - 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・旧法第18条第3項第2号イに掲げる事項
 - 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。
- (2) 農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農業生産法人である場合をのぞく。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）
 - 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができることと認められること。
 - 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。
- (3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）
 - 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

別紙2（第5の2（2）関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

| ①存続期間（又は残存期間） | ②借賃の算定基準 | ③借賃の支払方法 | ④有益費の償還 |
|---|--|--|---|
| <p>1 存続期間は3年、5年、10年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を發揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年、5年、10年とすることが相当でないと認められる場合には、3年、5年、10年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p> | <p>1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常 生産力を發揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のもの で定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p> | <p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p> | <p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき荒尾市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p> |

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

| ① 続期間（又は残存期間） | ②借賃の算定基準 | ③借賃の支払方法 | ④有益費の償還 |
|---------------|--|----------|---------|
| Iの①に同じ。 | <p>1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。</p> | Iの③に同じ。 | Iの④に同じ。 |

III 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

| ①存続期間 | ②損益の算定基準 | ③損益の決済方法 | ④有益費の償還 |
|---------|--|---|---------|
| Iの①に同じ。 | <p>1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p> | Iの③に同じ。この場合においてIの③中の「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。 | Iの④に同じ。 |

IV 所有権の移転を受ける場合

| ①対価の算定基準 | ② 対価の支払方法 | ② 所有権の移転の時期 |
|---|--|--|
| 土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。 | 農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。 | 農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。 |